教職員と市民でつくる人権教育情報紙

はじけるこころ

Vol.60

まいにち学校 まいにち街 の中 こどもの笑顔につなげる

編集・箕面市人権教育推進会議
発行・箕面市教育委員会人権施策室

TEL：０７２－７２４－６９２１
E-mail
edujinken@maple.city.minoh.lg.jp

令和７年（２０２５年）１２月

この情報紙は、就学前施設・小中学校・小中一貫校の保護者をはじめ、広く市民のみなさんに、身近な人権教育の話題を知っていただくため、市民参加方式で編集したものです。

ご家庭でお子さんと、あるいはご近所や職場のかたと、こうした話題にふれて語り合っていただければと思います。

人権教育推進学習会
「イキイキさわやかに学ぶ会」

箕面市教育委員会と箕面市ＰＴＡ連絡協議会の共催で企画している人権教育推進学習会、「イキイキさわやかに学ぶ会」をご存じでしょうか。毎年６回（第６回はみのお市民人権フォーラム）を企画し、テーマとしては個別人権課題のことなどを中心に人権に関わることを設定し、知ったり出会ったり、気づいたり、考えたりすることをめざした学習会を積み重ねてきています。

今年度についても、６回の学習会を企画し、オンラインにはなりますが多くの方にご参加いただきながら学習会を進めてきました。今回の『はじけるこころ』では、改めて人権教育推進学習会「イキイキさわやかに学ぶ会」についてお知らせします。

もくじ

人権教育推進学習会
イキイキさわやかに学ぶ会　１
第二中学校
子どもの権利を考える
「なんでやねん！すごろく」　３
教職員研修
「子どもの貧困を考える
～ひとり親家庭と
学習支援の観点から～」　６
学校図書館司書のコーナー
埋もれた本を発掘してもらう
テーマ展示企画
～人権に関する本の紹介～　７
編集後記　８

「イキイキさわやかに学ぶ会」今年度のテーマ

■第1回（子どもの人権）
「『あなたはどうしたい？』を聴かれる権利　～ちがい を前提にした関係性づくり～」
・講師　武田　緑さん（学校DE&Iコンサルタント／Demo代表）

■第2回（部落問題）
「差別はなくすことができる　～マジョリティ特権をてがかりに～」
・講師　暮らしづくりネットワーク北芝のみなさん

■第3回（ともに学び　ともに育つ）
「特性だけじゃない！　子どもと周りの関係から考える発達障害の理解と支援」
・講師　野田　航さん（大阪教育大学　総合教育系准教授）

■第4回（性教育）
「あなたに伝えたい性教育のはなし
～子どもたちのココロとカラダを守るために～」
・講師　岩崎　紘美さん（思春期保健相談士／性教育認定講師）

■第5回（不登校）
「フリースクールの相談員から見えること
～選択肢がひろがることを願って～」
・講師　上田　万里さん（フリースクールはらいふ相談員／公認心理師／特別支援教育士）

というテーマを設定し、学習会に取り組んできました。平日の午前中という大変お忙しい時間帯にも関わらず、毎回５０～６０名ほどの方にご参加いただきました。

オンラインでの学習会ということで、画面をオフにされている方も多く、こちらからは参加者のみなさんの様子はほとんどわからないのですが、それでもリアクションツールを使って意思表示していただいたり、チャット機能でご意見やご質問をいただいたりしながら、できるだけ講師の方からの一方的な講義にならないように工夫してきました。

毎回、大変積極的にチャットでご意見やご質問をいただくことで、参加されている方々がそれぞれ問題意識や悩みをお持ちになっているということがよくわかります。

限られた時間ではありますが、さまざまな観点から人権をめぐる状況について、知ること、気づくこと、考えること、行動につなげていくことなどをめざしてこれからも「イキイキさわやかに学ぶ会」を運営していきます。お忙しいなかですが、ぜひ多くの方々とともに学ぶ時間をつくっていきたいと思っていますので、みなさまの積極的なご参加をお待ちしています。

■参加いただいた方の声（ふりかえりアンケートより抜粋）

第1回（子どもの人権）

○おとなが子どもに対してマジョリティであることに気づくことが出来ました。子どもに対して命令口調で話してしまうことがあり、対話することを意識しようと思うきっかけになりました。個性も人権であることを意識して子どもたちと接していこうと思います。

○自分のマイノリティな部分には気が付きやすいが、マジョリティな部分は気付きにくいというところは印象に残りました。自分のマジョリティは当たり前で無自覚な事が多い。人それぞれにマイノリティマジョリティを合わせ持つということを自覚して別の立場の人の意見に耳を傾け知るという事が大事であると感じました。

第2回（部落問題）

○極力情報をシャットダウンすることが正義だと感じておりましたが、親も子も一緒に学ぶ姿勢が大事だと教わり、今後は部落問題に限らず、知らないことは一緒に調べて正しい情報を身につけることを心がけたいと思います。

○「多数派にいることの安心」というワードが自分にもそういう感情あるなと思いました。多数派に自分がいたとしても少数の中にいる人のことも考えられるような行動を心がけたいと思いました。

第3回（ともに学び　ともに育つ）

○発達障害とは、育て方は関係なく生まれつきの脳機能の違いだということを改めて知りました。分かった気にならず、自分と違う感覚を持っていて面白いと楽しみながら相手を分かろうとし続けることが大切。という言葉がとても印象に残りました。

○発達障害は個人の特性だけではなく、生活環境との関わりで困難が生じることを学びました。記憶力が高いことも必ずしも良い面ばかりではなく、時に生きづらさにつながる点が印象的でした。また、困った行動をやめさせたいときには、日頃からのポジティブな関わりが重要であり、できないときだけ叱る方法は多くの子に合わないことも理解しました。ＡＳＤの方は共感力が弱いのではなく、多数派の行動パターンに共感しづらいだけという視点も新鮮でした。

第4回（性教育）

○楽しくわかりやすい講座でした。実際まだ学年は下ですが先に知っていた方がその時になった時慌てないかなと感じました。

○性教育で大事なことは、人間関係が大事なんだという事を改めて知りました。ちゃんと嫌と言えるかというのは、小さい頃から教えておいた方がいいという事も知れたので、今回参加できて良かったなぁと思いました。

第5回（不登校）

○伴走者という言葉や子どもに対しての接し方を改めて考えさせられました。やはり子どもが小さい時と大きくなってきた時と接し方も変わってきて、寄り添う部分が雑になっていたようにも感じました。

○お話を聞いて、学校という場所とマッチしなかったお子さんの居場所や活動の場がたくさんあり、孤立せず社会につながっていけたらよいなと感じました。

第二中学校　3年生
子どもの権利を考える
「なんでやねん！すごろく」

市内の学校園所では、さまざまな形で人権教育に取り組んでいます。今回は1学期に取り組まれた実践のなかから、第二中学校の3年生で取り組まれた「子どもの権利を考える『なんでやねん！すごろく』」の様子を紹介させていただきます。

こども基本法について

ご存じのように、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年（2022年）6月に成立し、令和5年（2023年）4月に施行されました。

その中に定められているこども施策の理念として、

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

ということが掲げられています。

このこども基本法が施行されたことで、教育現場においても従来の「子どもの権利条約」と併せて、今一度、子どもたちの権利のことや、とりわけ子どもの意見表明権のことについても考えていく必要があるということが話題に挙がることが増えてきています。

※こども基本法パンフレットはこちらの二次元コードから見ることができます。

「なんでやねん！すごろく」って？

「なんでやねん！すごろく」は、子どもの権利条約　関西ネットワーク（関西で活動する子ども支援団体が集まって２０１５年に組織化したネットワーク）の子どもたちとおとなたちが２０１９年に開発したものです。

ルールは、普通のすごろくと同様で、さいころを振ってマスを進み、ゴールをめざします。「なんでやねん！」マスに止まった場合はなんでやねんカードの束から1枚引き、書かれている「なんでやねん！」な出来事を読み上げます。その後、グループ全員で「なんでやねん！」とツッコミます。

その後は、なんでやねんカードの内容が、子どもの権利条約の「いきる」「まもられる」「きいてもらう」「そだつ」の、どの権利を侵害されているのかを話しあって考えて配置していきます。

☆マスに止まった人は、子どもの権利条約カードの束から1枚引いて読み上げ、読み終わるとキラキラ（プラスティックでできたカラフルな石）をひとつもらえます。

子どもの権利条約カード（一部）

なんでやねん！すごろく盤

「なんでやねん！」

子どもたちが自分たちに保障されている権利について学んだり、子どもたち自身が意見を表明することができるということを学んだりすることをめざして、今回、1学期に3年生で取り組んでみようということになったそうです。

子どもたちと取り組む前に、まずは学年の先生たちで「なんでやねん！すごろく」をやってみる機会を持ったところ、先生たちも全力で「なんでやねん！」と言いながら盛り上がったとのことでした。

3年生の4クラスすべてで実施したところ、子どもたちも「なんでやねん！」カードの内容については、「これめっちゃわかるわー！」「ほんまそれな！」と激しく共感しながら「なんでやねん！」とみんなで声を合わせて叫びながら楽しむ姿がどのクラスでも見られたそうです。

一方で、どの権利が侵害されているのかをグループで話しあったときには、カードの内容によっては人によって意見が分かれることもあったとのことです。例えば「ゲームは一日1時間って、親が勝手に決めた。」カードについては、

【そんなことおかしい。勝手に決めるんじゃなくて、子どもの意見も聞いて欲しい。】
【1時間はさすがに少ない。せめて2時間じゃない？】
といった意見が出されることもあれば、
【1時間という制限がなかったらついやり過ぎてしまうから、それでいい気もする。】
【子どもの意見を聞くと絶対に長くなるので、親が勝手に決めてもしょうがないんじゃないかな。子どもの権利としては、別に侵害されていないと思う。】
といった意見が出されるグループもあり、それぞれの子どもたちの感覚によって、意見が分かれる場合もあったようです。

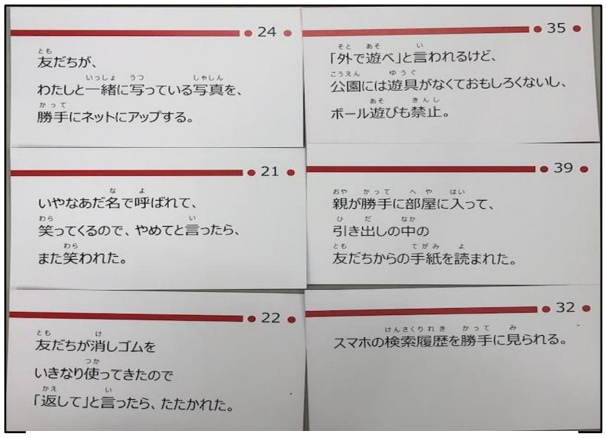

実際の「なんでやねん！」カード（一部）

今回の授業に取り組んだことで、自分の置かれている状況であったり、もう少し視野を広げていくなかで、「これっておかしくない？」「この状況は、権利が侵害されているんじゃないか？」といったことに気づいていくアンテナの感度を高めていくことにつなげていきたいとのことでした。

○子どもたちの感想（一部）

・いろいろな権利をすごろくを通して学びました。自分が知っているものもあれば全く知らないものもあり、新しく気づくことができました。なんでやねん！カードを見ても、とても共感することや確かにそうだなと考えさせられることがあり、面白く学ぶことができました。

・まだまだ世界にはたくさんの不平等なことや「なんでやねん！」とつっこんでしまいたくなるようなことがたくさんあるのだと実感した。みんなが自分らしく自由に生きていけば良いと思った。

・性別や国籍など生まれたときに決まったことで、変えられないもののせいで差別されたり、まわりとは違う扱いを受けるのはとてもひどいことだと思ったし、そういうものに対して子どもが守られる権利があると知って安心した。

教職員研修　人権教育課題別研修
子どもの貧困を考える
～ひとり親家庭と学習支援の観点から～

箕面市では、教職員の資質向上等をめざして様々な分野での研修をしており、人権に関わる研修も複数行っています。

今回は、特定非営利活動法人「あっとすくーる」の渡剛さんを講師とし、「子どもの貧困を考える～ひとり親家庭と学習支援の観点から～」というテーマで行った研修について紹介します。

小学校や中学校、小中一貫校の先生たちが参加した今回の研修でしたが、貧困という言葉からイメージされる経済的困難だけではなく、関連してさまざまなしんどい状況が引き起こされている現状について渡さんからお話を伺いました。

子どもの貧困について

渡さんのお話のなかで、子どもの貧困についての関係イメージについてお話をされたときに、貧困という状況に含まれているのは経済的困難だけではなく、虐待やネグレクト、文化的資源の不足、低学力や低学歴、低い自己評価、不安感や不信感、孤立や排除、不十分な衣食住などが複合的に関係しあった状態になっているということを話されていました。

貧困という言葉の持つイメージは、経済的困難に直結してしまいがちですが、実はさまざまな困難な状況が関係しあうことで貧困状態からなかなか抜け出せないことも多いといったお話もありました。会場の先生たちのなかでも、「正直、子どもの貧困というと、経済的な困窮というイメージが強かったです。」とお話しされていた方もいました。

また、貧困に対する世間の声として紹介されたなかに

「保護者がサボっているだけじゃないの？」

というものがあるといったお話もありました。

ある調査では日本全体の子どもの貧困率は１１．５％（実に１割以上の子どもたちが貧困状態にあるということもショックでした）に対して、ひとり親家庭の子どもの貧困率は実に４４．８％にもなるといったことが話されたときには、会場のあちこちからため息が聞こえてきました。それだけ、ひとり親家庭であるということによってとりわけ厳しい状況に置かれてしまう人たちが多いということを突きつけられたことへの驚きのため息だったのではないかと思います。

また、ＯＥＣＤの調査によると、ひとり親世帯の相対的貧困率は４４．５％であるのに対して、ひとり親世帯の就労率は８５％を越える状態にあります。つまり、ひとり親世帯については、就労しているにも関わらず厳しい状況に置かれやすい状況になっているということです。

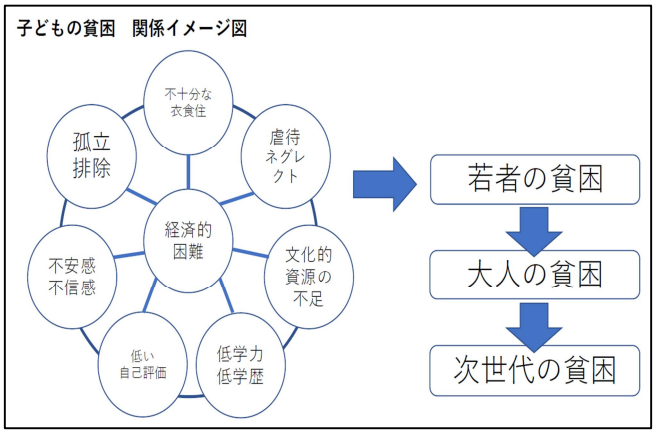

子どもの貧困　関係イメージ図　（渡さん　講演スライドより）

これは働くことで貧困から抜け出せやすい国と、抜け出しにくい（抜け出せない）国があるということを示しており、国の仕組みを変えていくことが求められていると渡さんは話されていました。

また、ひとり親世帯に向けられやすい一般的な世間の声として、

「だったら離婚しなかったらいいんじゃないの？」

ということが多く聞かれるということも紹介されたうえで、司法統計の資料をもとに離婚の申し立て動機で多いものとして、最も多いものは性格が合わないということですが、それに次ぐ理由としては

・暴力を振るう　・精神的に虐待する
・生活費を渡さない

ということが上位にあがる状況にあり、いずれもＤＶに当てはまることであるということを考えれば、「離婚しなかったらいいんじゃないの？」という世間の声は、ともすれば、

「暴力を振るわれても、精神的に虐待されても、生活費を渡されなくても我慢すればいいのに・・・」

ということにもなるのではないかと話されました。安心して暮らすことができない、人権が守られていない状況にある人に「我慢しなさい」と伝えることはどう考えたって不合理だと思いませんか？との会場への問いかけに、参加者の人たちの多くは頷かれていました。

学校図書館司書のコーナー
埋もれた本を発掘してもらう
テーマ展示企画
～人権に関する本の紹介～

昼休みになると、大勢の子どもたちが学校図書館へ来ます。子どもたちがまず向かうのは好きな本が置いてある書架、新刊コーナー、そして普段と違う変化のある場所です。第六中学校では、不定期にですが、本のテーマ展示を行っています。

最近では「人権ってなんだろう？」という展示をしました。学校現場で先生たちは熱心に人権問題に取り組んでおり、子どもたちもまた人権学習を通じて人権とは何かを考える機会が増えています。その一助として行った展示です。展示する本は箕面市の学校司書が作成しているブックリストを参考にしたり、先生に人権のおススメ本を教えてもらったりして選びました。その中から一部を紹介します。

『子どもの権利ってなあに？』
（アラン・セール／文　オレリア・フロンティ／絵　福井昌子／訳　解放出版社　２０２０年）

一冊めは先生からのおススメ本です。国連子どもの権利条約で取り上げられている子どもの権利についてわかりやすく書かれた絵本で、子どもの権利を初めて知る方や子どもたちに権利をわかりやすく伝えるために最適です。

『わたしのいもうと』
（松谷みよ子／文　味戸ケイコ／絵　偕成社　１９８７年）

二冊めはいじめをテーマにした絵本です。いじめを受けた子がどうなっていったのかが家族の視点から描かれており、読んだ後に何かできることはなかったのかと考えさせられます。実話を元にしており、いじめを受けた子の心の傷を想像できる絵本です。

『タンタンタンゴはパパふたり』
（ジャスティン・リチャードソン／文　ピーター・パーネル／文　ヘンリー・コール／絵　尾辻かな子／訳　前田和男／訳　ポット出版　２００８年）

最後はＬＧＢＴＱをテーマにした絵本です。ペンギンのオス同士が一緒になってヒナを育てたという、水族館での実話がもとになっているお話です。家族の形について考えさせられます。

人権の本を展示すると、普段は手に取らない本でも子どもたちは興味を示して借りていったり、友だちと一緒にページをめくったりしていました。

光を当てたい本をピックアップする展示企画は、まるで宝探しのようです。子どもたちに運命の一冊を見つけてもらうためのお手伝いとして、次はどのようなテーマにしようかアンテナを張りながら、有意義な展示企画をこれからも考えていきたいです。

編集後記

今回、第二中学校のとりくみをきっかけに、子どもたちを取り巻く状況を改めてみつめると、たくさんの「なんでやねん！」に気がつきました。おとなたちが「よかれと思って」子どもたちに伝えていることのなかには、子どもたち自身の意向や意見が反映されていないものが少なくないのではないでしょうか。

子どもの意見表明権に関わって、学校現場では子どもたちとも話しあいながら、みんなが気持ちよく過ごすことのできる場をつくっていこうとするとりくみが少しずつ増えてきています。【学校という空間をつくっていく主体者としての子どもたち】にも意見を求めるということが広がっていくと、学校のなかにある子どもたちの「なんでやねん！」は減らしていくことができるのではないかと思います。

「はじけるこころ」では、様々な取り組みをご紹介させていただいております。ご一読いただき、感想や意見をご家族や身近な人と交わされること、また、その中で皆様がたの「つながり」が更に育まれること、「はじけるこころ」がその一助となることを編集委員一同願っております。また、60号発行に際しましては、執筆や編集等に多くのかたがたにご協力いただきましたことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

「はじけるこころ vol.60」はいかがでしたか？

みなさんのご意見・ご感想をお聞かせください。以下の①～④の内容を、郵送、ファクスまたはＥメールにてお送りください。これからも人権教育に関心をもっていただける記事を掲載したいと思っておりますので、ぜひともお言葉をいただけることを編集委員一同お待ちしております。

①お名前（無記名でも構いません）
②ご意見・ご感想
③「はじけるこころ」の入手方法
④ご意見・ご感想掲載の可否について

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 箕面市教育委員会人権施策室

TEL ： 072－724－6921 FAX ： 072－724－6010
Email： edujinken@maple.city.minoh.lg.jp